

2026年4月3日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
厚生労働省年金局長 朝川 知昭 様

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
代表理事 大黒 宏司

日本年金機構で医師の判定が破棄されてきた問題について 実態究明と障害認定基準と認定システムの抜本的な見直しを求める声明

障害年金の支給可否は、診断書等の資料をもとに、日本年金機構が委嘱する認定医が審査し、認定調書を作成したうえで決定されます。しかし昨年末、この審査の前提を揺るがす事実が報道により明らかになりました。審査の過程で作成される認定調書に問題があると職員が判断した場合は、それを作成した認定医には知らせずに、別の認定医により審査をやり直して判定が覆っていた。しかも、その記録は残されず破棄されていたというものです。報道を受けて厚生労働省は内部調査を行い、事実を認めつつも、審査としては妥当であったとの見解を表明しました。

私たちはこの事実を見過ごすことはできない重大な問題であると考えます。障害年金は、障害者の生活を支える大切な制度であるにもかかわらず、その審査過程において、医師による判定が組織内部の判断で覆され、その過程の記録すら残されていないという事実は、制度の信頼そのものを揺るがしかねないからです。

厚生労働省が1月16日発表した調査の結果によれば、やり直した結果で不支給や低位等級になった割合が少ないこと（異なる認定医が判断した493件のうち不利な判断となったのは17件）、および、常勤の認定医が判断結果の妥当性を確認したところ疑義はなかったと述べています。しかし、職員の判断で、当初の認定調書を廃棄し認定をなかったことにする行為は、年金機構自身が文書で認めているように「職員が認定結果に納得がいかない場合、その認定調書を廃棄し、職員が納得するまで、新たな認定医に認定を繰り返しかえす恐れがある。」（2024年4月30日「不要となった認定調書の取扱いについて」）もので、恣意的な認定が行われているともとれる行為です。そして結果として、不利な判定になった案件が1件でもあれば大きな問題であり、また結果的に有利な判定となったとしても、その過程は認定の標準化、公正性のため記録として残されなければなりません。そのような取り扱いこそが、「第217回国会閣法第59号附帯決議」（衆議院および参議院）にある「判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保する」に沿うものです。

そもそも、増え続けている申請数に対して認定医の人数は約160名と少なく短時間で審査が行われており、しかも必ずしも疾患ごとの専門医が判定を行っていないために、判定の結果が不正確なものになっている現状があることに問題があります。その結果、医学的専門性を持たない職員が実質的な判断を担わざるを得ない構造が生まれていると考えられます。このことは、2024年（令和6年）度に精神障害の不支給件数が倍増した問題で明らかになった、事前確認票に職員が「障害等級の案」を記載していたということ（本年8月から廃止になった）と共通する問題です。

本来、障害認定は個々の障害の状態を総合的に判定して支給が決定されるべきものです。しかし、検査数値や精神障害「ガイドライン」、内部障害「一般状態区分表」などに基づく、機構の職員による事務的処理となっているということが、そのような運用の実態を示しているものと言えます。さらに、現在の障害年金認定の仕組みそのものにも構造的な問題があります。医師の診断書のみをもとに、患者を直接診察したことのない認定医が判定を行う仕組みには、大きな矛盾があります。さらに根本的な問題として、障害者の生活に大きく関わる障害年金の支給決定を、医学的所見を中心とした認定基準で判定を行うことが、障害者の生活実態と判定結果に差が生じさせています。いわゆる「医学モデル」に偏った現在の認定基準のままでは、この問題は解消し得ない問題です。

年金法改正議論が行われた「第 217 回国会閣法第 59 号附帯決議」でも、「医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと」（衆議院および参議院）および「多様な障害種別に配慮し、当事者や関係者の実情を踏まえ、障害年金制度の見直しを進めること」（衆議院）とされているにも関わらず、いまだに国は何の検討もすすめていないことは行政として怠慢と言わざるを得ません。

様々な問題が明らかになった今、私たちは、「申請して受給できない」「いつ打ち切られるか不安」という患者の声を解消するために以下のことを強く求めます。

記

1. 今回の問題および精神障害の不支給倍増問題について、第三者機関による検証を行い、原因を明らかにすること。そのうえで抜本的な再発防止策を講じるとともに、認定システムの透明性を確保すること。
2. 過去 6 年間の障害年金業務統計の結果について、疾患ごとに偏った結果が出ている状況について公正・公平な認定が行われているか詳細な検証を行うこと。
3. 早急に障害年金制度の認定基準と認定システムの根本的な見直しを行うこと、著しく低水準な年金額について障害者の生活実態にもとづいた見直しを行うことが求められています。次期年金法改正を待つのではなく、障害当事者が参加する専門委員会を速やかに設置し、障害年金制度に特化した検討を早急に開始することを強く求めます。

以上